—10月1日知立市環境美化推進条例施行—

ごみの散乱のないきれいなまちへ

市では、10月1日から市民・事業者等・市が一体となって良好な生活環境を阻害するポイ捨てによる空き缶等の散乱やペットのふん害を防止する条例が施行されます。ポイ捨てや不法投棄をなくし、きれいなまちにするため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

知立市環境美化推進条例についての詳細は市ホームページをご覧ください。

▶問合せ　環境課　ごみ減量係（内線217）

減らないポイ捨て

ごみの投棄等は法律により禁じられています。しかしながら、道路、公園など市内のいたるところで空き缶等、たばこの吸い殻などのポイ捨てが見受けられ、まちの美観を損ねています。

10月1日から施行される「知立市環境美化推進条例」では、空き缶や吸い殻等のポイ捨ては何人もしてはならない禁止行為として規定し、罰則規定を設けています。

条例の実効性を担保する手段として罰則規定を設けていますが、これは一部の心無いモラル・マナーの守れない人に対して科すものです。罰則ありきではなく、モラル・マナーの向上が重要であると考え、啓発活動にも重点を置き、環境美化を推進していきます。

＜罰則＞禁止事項に違反し、指導・勧告・命令を受けても改善されない場合、5万円以下の罰金が科される場合があります。（刑事罰であり、前科がつきます）

不法投棄は犯罪です

地上デジタル放送移行が7月24日に迫り、全国各地でテレビの不法投棄が相次いでいます。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反をすると5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金が科せられます。悪質な不法投棄には徹底的な調査を行い、投棄者を割り出し警察に通報し、検挙・厳重注意を与え、投棄物を撤去させるなど、強い姿勢で対処しています。

市では、不法投棄の防止対策として、定期的に日中・夜間のパトロールを行っていますが、不法投棄を防止するには、市民の皆さん一人ひとりが監視の目を持つことが不可欠となります。不法投棄を発見した場合は、環境課までご連絡ください。

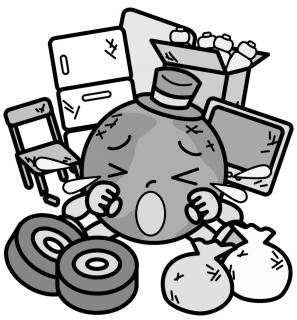

ファンヒーターやエアゾール缶（スプレー缶）は燃料抜き・ガス抜きをお忘れなく！

ファンヒーター等、可燃性燃料の入っている機器は確実に中の燃料を抜き取ってからクリーンセンターに搬入してください。

なお、（町内）集積所に設置されている青いかごの大きさ（縦39cm×横54cm×高さ30cm）を超えるものに限り、粗大ごみ扱いとなり、クリーンセンターに搬入できます。かごに収まるものに関しては、不燃物処理場、もしくは町内集積所の不燃物の日に搬入できます。

エアゾール缶（スプレー缶）については、中身を使い切って、必ずガス抜きをしてから不燃物処理場または町内集積所の不燃物の日に排出してください。

燃料抜き、ガス抜きをしていないと火災など重大な事故を起こす危険性があります。ルールを守ってごみを出していただくようお願いします。

▼問合せ　刈谷知立環境組合（☎(21)5389）または環境課ごみ減量係（内線217・218）